

## 《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和元年8月28日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	7番	柴田 精治
8番	谷口 清美	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 6番 齋藤 はつ子 9番 手塚 弘二

### 議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について		1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		5件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について		2件

### 報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
⑤非農地証明願について	1件
⑥地目照会について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年8月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長をお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は18番松村委員、19番向委員をお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 >  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。  
申請番号1番の案件について地元委員さん申し上げます。

小田委員 3番。申請地は、福泉寺の南東にある農地です。  
申請人は、申請地の南側に住宅を所有しており申請地を道路からの進入路として利用していました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にするための申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。  
計画については、現状のまま進入路として利用し、雨水については隣接する農業用水路に排出する計画です。地元水利組合からの同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、福泉寺の南東に約105mに位置し、県道津慈広島線沿いにある10ha未満の広がりのない小規模農地で、第2種農地に該当します。  
申請人は、申請地の南側に住宅を所有しており申請地を道路からの進入路として利用していました。今回、申請地が農地法上の手続きを行わずにいたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。  
計画については、土地の造成などは行わず、現状のまま進入路として活用する計画であり、雨水については隣接する農業用水路に排出する計画であり、地元水利組合からの同意も得ております。  
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条許可申請 5件>  
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小田委員 3番。申請地は、福泉寺の南東に位置する農地です。  
譲受人である●●は申請地の西に本店を持ち、建築の請負業を営んでおります。今回、既存の建設機械置場では手狭になったため、事業所に隣接する申請地を資材置き場として転用するため、本申請となりました。  
事業計画では、整地を行うのみで、既存のコンクリート擁壁にて周辺農地への被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透にて対処をする計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、福泉寺から南東へ約100mに位置する農地であり、県道津慈広島線沿いにある市街化調整区域内の10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。  
譲受人である●●は申請地の西に本店を持ち、土木・建築の請負業を営んでいます。今回、土木・建築用資材及び重機を準備する敷地が必要となり、既存の建設機械置場では手狭になったため、事業所に隣接する申請地を資材置場として転用するため、本申請となりました。  
事業計画では、整地を行うのみで、既存のコンクリート擁壁にて周辺農地への被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見を願います。

金田委員 4番。申請地は、大津橋の北東にある農地です。  
借人は貸人も経営する農地所有適格法人です。今回、借人が海外輸出に向けた生産規模の拡大により、新たな作業場や貯蔵庫が必要となり、今回の申請となりました。  
事業計画では、平屋建て、建床面積296㎡の農業用倉庫を建設する予定であり、建築にあたっては被害防除のために土留工事を行い、排水については浄化槽と水路への排水にて対処する計画であり、地元総代会の同意も得ています。  
周辺農地への影響も軽微であることなどから、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津橋の北東へ約250mに位置し、10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。  
借人は貸人も経営する農地所有適格法人です。今回、借人が海外輸出に向けた生産規模の拡大により新たな作業場や貯蔵庫が必要となり、農業用倉庫敷地として申請地を使用する必要が発生したため、今回の許可申請となりました。  
事業計画では、平屋建て、建床面積296㎡の農業用倉庫を建設する予定であり、建築にあたっては、被害防除のために土留工事を行い、排水については浄化槽と排水路による水路への排水にて対処する計画であり、地元総代会の同意も得ています。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微と考えられることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号3番及び4番の案件について、地元委員さんからご意見を願います。

願います。

八木委員

20番。申請地は、鳴門市人権福祉センターの西に位置する農地です。

譲受人は、申請地の近くで寺院を営んでいます。現在、参拝者用の駐車所がなく非常に困っていました。今回駐車場の売買がまとまり、申請となりました。

事業計画では、再生クラッシャーにてかさ上げを行い、既存の擁壁を活用することにより被害防除を図ります。排水は雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。

周辺農地への影響も軽微であることから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市人権福祉センターの西約210mに位置する農地であり、周囲を住宅地に囲まれた10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、申請地の近くにて寺院を営んでいます。現在、参拝者用の駐車場がなく非常に困っていました。今回駐車場の売買がまとまったため、申請となりました。

事業計画では、再生クラッシャーにて15cm程度かさ上げを行い、既存の擁壁を活用して被害防除を図ります。排水は雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であること等から、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号3番及び4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号3番及び4番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんご意見を願います。

手塚委員

地元委員である手塚委員さんが欠席のため、事前にご意見をいただいておりますので、代読させていただきます。

申請地は、ドイツ村公園の北東にある農地です。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土

地の管理で悩んでいる申請につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲にはフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               申請地は、ドイツ村公園の北東約 260m に位置する農地であり、徳島北灘線と山林及び宅地で分断された 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを 360 枚設置し、49.5kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 30 年 12 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力㈱との電力受給契約も平成 30 年 6 月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、施設周囲へのフェンス新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号 5 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号 5 番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第 3 号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第 4 号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長               < 4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について       2 件 >  
・ 申請番号 1 ~ 2 について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんからのご意見ををお願いします。  
まず、申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

藤本委員 16番。●●さんは、大津町で甘藷を生産する農家です。  
申請地にも甘藷が作付されており、今後も農業経営を続けていく意思も確認  
できていることから、今回の申請につき、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

長谷目委員 12番。●●さんは大津町で梨や野菜を生産する農家です。  
今回の申請地については、利用権設定により周辺農家へ貸付が行われていま  
す。  
相続後も引き続き貸付を行う予定であり、申請者から事務局の方へも納税猶  
予の適用を受けることができる旨の確認がとれていることから、今回の申請に  
つき、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。  
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 12件 >

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件
- ② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
- ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 2件
- ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について  
(経営基盤法) 2件
- ⑤ 非農地証明願について 1件
- ⑥ 地目照会について 1件

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

谷口会長

それでは『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これもちまして令和元年8月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時30分

令和元年8月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 松村 多美子

議事録署名者 向 栄治